

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	地方税の賦課徴収等に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

内子町は、地方税の賦課徴収に関わる事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

内子町長

## 公表日

令和7年10月24日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	地方税の賦課徴収等に関する事務
②事務の概要	<p>地方税法その他の地方税に関する法律及び町税条例に基づき、地方税の課税標準の決定又は更正、税額の決定又は更正、賦課決定通知書の送達、納税の告知、督促及び滞納処分その他の地方税の賦課徴収又は地方税の調査(犯則事件の調査を含む。)を行う。</p> <p>また、必要に応じて地方税の減免や控除の適用を実施する。本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用している。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>①地方税の課税標準の決定又は更正、税額の決定又は更正、賦課決定通知書の送達、納税の告知、督促及び滞納処分その他の地方税の賦課徴収又は地方税の調査(犯則事件の調査を含む。)</li><li>②個人住民税の障害者控除の適用</li><li>③個人住民税の減免</li><li>④個人住民税の課税(家屋敷課税)</li><li>⑤個人住民税の配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除の適用</li><li>⑥軽自動車税の障害者減免</li><li>⑦軽自動車税の減免</li><li>⑧固定資産税の減免</li><li>⑨国民健康保険税の減免</li><li>⑩国民健康保険税の賦課</li><li>⑪国民健康保険税の特別徴収(対象者の通知(年金保険者→市町村))</li><li>⑫国民健康保険税の課税の特例(非自発的失業者に係る保険料の軽減)</li><li>⑬国民健康保険税の特別徴収(税額通知)(市町村→年金保険者)</li></ul>
③システムの名称	<ul style="list-style-type: none"><li>1. 住民税システム</li><li>2. 軽自動車税システム</li><li>3. 固定資産税システム</li><li>4. 国民健康保険税システム</li><li>5. 収納消込システム</li><li>6. 滞納整理システム</li><li>7. 審査システム(eLTAX)</li><li>8. ID連携サーバ(団体内統合利用番号連携サーバ)</li><li>9. 中間サーバ</li><li>10. マイナポータル申請管理(サービス検索・電子申請機能)</li></ul>
2. 特定個人情報ファイル名	
住民税ファイル、扶養ファイル、軽自動車税ファイル、固定資産税ファイル、国保税ファイル、収納消込ファイル、滞納整理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"><li>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)(平成25年法律第27号) 第9条第1項 別表第24の項</li><li>2. 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(以下「別表第一省令」という。)(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第16条</li></ul>

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<input type="checkbox"/> 実施する <input type="checkbox"/> 実施しない <input type="checkbox"/> 未定 <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、55の2、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、112、115、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173の項)  【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	内子町税務課
②所属長の役職名	税務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	内子町企画情報課 郵便番号:795-0392 住所:愛媛県喜多郡内子町平岡甲168番地 電話番号:0893-44-6151
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	内子町税務課 郵便番号:795-0392 住所:愛媛県喜多郡内子町平岡甲168番地 電話番号:0893-44-6153
9. 規則第9条第2項の適用	<input type="checkbox"/> 適用した
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年10月20日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年10月20日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や複本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報または住所を含む3情報による照会を徹底している。 また、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・申告書等に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力</li> <li>・特定個人情報の記載がある申告書等(外部媒体を含む。)の保管</li> <li>・個人番号及び本人情報が記載された申告書等の廃棄</li> </ul>	

<b>9. 監査</b>	
実施の有無	[ <input type="checkbox"/> ] 自己点検                      [ <input type="checkbox"/> ] 内部監査                      [ <input type="checkbox"/> ] 外部監査
<b>10. 従業者に対する教育・啓発</b>	
従業者に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている                      ] <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;選択肢&gt;</li> <li>1) 特に力を入れて行っている</li> <li>2) 十分に行っている</li> <li>3) 十分に行っていない</li> </ul>
<b>11. 最も優先度が高いと考えられる対策</b> [ <input type="checkbox"/> ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 9) 従業者に対する教育・啓発                      ] <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;選択肢&gt;</li> <li>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策</li> <li>2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策</li> <li>3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策</li> <li>4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策</li> <li>5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</li> <li>6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策</li> <li>7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策</li> <li>8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策</li> <li>9) 従業者に対する教育・啓発</li> </ul>
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である                      ] <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;選択肢&gt;</li> <li>1) 特に力を入れている</li> <li>2) 十分である</li> <li>3) 課題が残されている</li> </ul>
判断の根拠	<p>毎年度、全職員向けに、個人情報保護・情報セキュリティに関する研修を実施し、受講確認を行っている。未受講者にも後日録画した研修資料の視聴確認を行っている。税務課においては、マイナンバー制度に関する研修資料を回覧している。</p> <p>また、税務課内で漏洩等のヒヤリハット事案等が発生した際には、再発防止策等の周知を実施している。</p> <p>これらの対策を講じていることから、従業者に対する教育・啓発は「十分に行っている」と考えられる。</p>

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年3月10日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	平成26年内閣府・総務省令第6号	平成26年内閣府・総務省令第7号	事後	
平成29年7月27日	I 関連情報5. 評価実施機関における担当部署②所属長	課長 山上 幸久	課長 入海 孝	事後	人事異動に伴う変更
平成29年7月27日	II しいき値判断項目1. 対象人数	平成26年11月27日	平成29年4月1日	事後	時点修正
平成29年7月27日	II しいき値判断項目2. 取扱者数	平成27年1月31日	平成29年4月1日	事後	時点修正
平成31年4月15日	I 関連情報5. 評価実施機関における担当部署②所属長	課長 入海 孝	税務課長	事後	記載要領変更に伴う変更
平成31年4月15日	II しいき値判断項目1. 対象人数	平成29年4月1日	平成31年4月1日	事後	時点修正
平成31年4月15日	II しいき値判断項目2. 取扱者数	平成29年4月1日	平成31年4月1日	事後	時点修正
平成31年4月15日	IV リスク対策	なし	「IV リスク対策」に記載のとおり	事後	様式変更に伴う変更
令和2年4月1日	II しいき値判断項目1. 対象人数	平成31年4月1日	令和2年4月1日	事後	時点修正
令和2年4月1日	II しいき値判断項目2. 取扱者数	平成31年4月1日	令和2年4月1日	事後	時点修正
令和2年12月17日	I-4-②法令上の根拠1 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	(別表第二における情報提供の根拠): 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項)	(別表第二における情報提供の根拠): 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項)	事後	
令和2年12月17日	I-4-②法令上の根拠2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令	第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第25条、第28条、第31条、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第44条、第45条、第47条、第49条、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条	第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第43条の2、第44条、第44条の2、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2、第59条の3	事後	
令和2年12月17日	II-1及び2いつ時点の計数か	令和2年4月1日	令和2年12月17日	事後	再評価の実施
令和4年2月28日	I-4-②法令上の根拠	1 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	1 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	事後	番号法改正による号ズレ対応
令和4年2月28日	II-1及び2いつ時点の計数か	令和2年12月17日	令和4年2月28日	事後	時点修正
令和7年10月24日	I-1-③システムの名称	1. 住民税システム 2. 軽自動車税システム 3. 固定資産税システム 4. 国民健康保険税システム 5. 収納消込システム 6. 滞納整理システム 7. 審査システム(eLTAX) 8. ID連携サーバ(団体内統合利用番号連携サーバ) 9. 中間サーバ	1. 住民税システム 2. 軽自動車税システム 3. 固定資産税システム 4. 国民健康保険税システム 5. 収納消込システム 6. 滞納整理システム 7. 審査システム(eLTAX) 8. ID連携サーバ(団体内統合利用番号連携サーバ) 9. 中間サーバ 10. マイナビータル申請管理(サービス検索・電子申請機能)	事前	個人住民税の申告手続きの電子化に伴う見直し
令和7年10月24日	I-3. 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)(平成25年法律第27号) 第9条、第19条及び別表第一(16の項) 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(以下「別表第一省令」という。)(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第16条	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)(平成25年法律第27号) 第9条 第1項、別表第24の項 2. 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第16条	事後	現行の番号法に合わせて修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年10月24日	I-4-②法令上の根拠	1 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠):第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項)  (別表第二における情報照会の根拠):第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯罪事件の調査を含む。)」に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(27の項)	【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、55の2、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、112、115、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173の項)  【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48の項	事後	現行の番号法に合わせて修正
令和7年10月24日	I-4-②法令上の根拠	2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下「別表第二省令」という。)(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第43条の2、第44条、第44条の2、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2、第59条の3	削除	事後	現行の番号法に合わせて修正
令和7年10月24日	I-7. 請求先	内子町総務課 郵便番号:795-0392 住所:愛媛県喜多郡内子町平岡甲168番地 電話番号:0893-44-6151	内子町企画情報課 郵便番号:795-0392 住所:愛媛県喜多郡内子町平岡甲168番地 電話番号:0893-44-6151	事後	修正に伴う請求先の見直し
令和7年10月24日	I-7. 連絡先	内子町総務課 郵便番号:795-0392 住所:愛媛県喜多郡内子町平岡甲168番地 電話番号:0893-44-6151	内子町税務課 郵便番号:795-0392 住所:愛媛県喜多郡内子町平岡甲168番地 電話番号:0893-44-6153	事後	修正に伴う連絡先の見直し
令和7年10月24日	II-1及び2いつ時点の計数か	令和4年2月28日	令和7年10月20日	事後	時点修正